

戸籍住民課窓口カウンター等の製作事業者募集要項

1 募集目的

戸籍住民課の窓口は、書かない窓口の推進などでカウンターに設置が必要な OA 機器が増え、カウンタースペースを圧迫していることが大きな課題となっていること及び将来的に執務フロアのレイアウト変更が予定されており、仮移転先やレイアウト変更後も引き続き使用できる増設を含めた可変的なカウンターを設置する必要がある。

これらのことを踏まえ、来庁者スペースの利便性・快適性及び区の事務効率の向上を図るため、現状を踏まえた、窓口カウンター等の什器類を製作し、更新する。

なお、製作に当たっては、公募型プロポーザル方式により募集し、目的・意義を理解した上で、専門的知見から、これからの窓口カウンター等に必要な機能等に対して、具体的な製作物の仕様の提案を受け、最も適した事業者を選定する。

2 契約期間

契約締結日（議決日・令和8年6月下旬予定）の翌日から令和9年1月8日（金）まで

3 契約内容

別紙1「基本仕様書」のとおり

4 提案限度額

52,058,800 円（税抜き）

提案限度額を超えた見積価格の提案は、無効とする。

提案限度額は、本選定評価に使用するものであり、区の予算計上を約するものではない。

履行開始までにかかる準備経費は事業者の負担とする。

5 参加資格

次に掲げる資格要件を全て満たすこと。

- (1) 申込書類提出時点で対象業務における文京区での競争入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 文京区指名競争入札の参加資格を有する者に対する指名停止取扱要綱（18文総契第347号。以下「指名停止要綱」という。）による指名停止を受けていないこと。
- (4) 文京区契約における暴力団等排除措置要綱（23文総契第306号）第4条第1項の入札参加除外措置を受けていないこと。

6 スケジュール

日付は、特に断りがない限り全て令和8年とし、以下本要項において同じとする。

	事 項	日 程
1	募集要項の公表	2月17日（火）
2	提出書類の配布	2月17日（火）から3月5日（木）まで
3	質問受付期間	2月17日（火）から3月10日（火）16時まで （中間締切 2月25日（水）16時まで）
4	プロポーザル参加希望書提出期限	3月5日（木）16時まで
5	現地見学会	3月7日（土）
6	質問回答期限	1回目：3月2日（月） 2回目：3月13日（金）
7	提出書類受付期間	3月16日（月）から3月18日（水）16時まで
8	書類審査及びプレゼンテーション審査	4月7日（火）
9	結果通知（全参加事業者へメール）	4月下旬（予定）
10	仮契約の締結	5月（予定）
11	契約締結	令和8年6月区議会定例議会で議決された日 6月下旬（予定）

7 提出書類の配布

(1) 配布期間

2月17日（火）から3月5日（木）まで

(2) 配布方法

区ホームページからダウンロードすること。

「お役立ちリンク」⇒「事業者向け」⇒「事業者向けプロポーザル」⇒「戸籍住民課窓口カウンター等の製作事業者の募集について（プロポーザル選定）」

8 プロポーザル参加希望書の提出

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、次のとおり参加希望書を提出すること。

なお、参加希望書の提出を本プロポーザルの参加要件とするため、提出がない事業者は、参加申込書及び企画提案書等の提出ができないものとする。

(1) 受付期間

2月17日（火）から3月5日（木）16時まで

(2) 提出方法

前述の区ホームページから別記様式1「プロポーザル参加希望書」をダウンロードし、必要事項を記入の上、電子メールにより提出すること。

なお、提出先等は以下のとおりとし、メール送信時に開封確認設定を行い、提出した翌日までに開封確認のメールが届かない場合は、「18 事業担当」まで問い合わせること。

ア 提出先及びメールアドレス

「13 提出先及びメールアドレス」参照

イ メール件名

「プロポーザル参加希望書（戸籍住民課窓口カウンター等の製作）」

9 現地見学会

プロポーザル参加希望書を提出した事業者のうち、希望する者に対して現地見学会を以下の日
時で開催する。

(1) 日時

3月7日（土）の区が指定する時間

(2) その他

時間は1事業者当たり40分程度を予定し、時間は現地見学会の参加を希望する者に電子メー
ルで通知する。

現地見学会の参加者は1事業者当たり5人以内とする。

10 質問・回答

本プロポーザルの内容について質問がある場合は、次のとおり質問票を提出すること。

なお、本提出方法以外の方法での質問は受け付けない。また、質問受付期間を過ぎた後の質問
は受け付けない（ただし、提出書類受付期間までは、参加申込方法に関する質問は受け付ける。）。

(1) 受付期間

1回目：2月17日（火）から2月25日（水）16時まで

2回目：1回目の受付終了から3月10日（火）16時まで

(2) 提出方法

前述の区ホームページから別記様式2「プロポーザル質問票」をダウンロードし、必要事項
を記入の上、電子メールにより提出すること。

なお、提出先等は以下のとおりとし、メール送信時に開封確認設定を行い、提出した翌日ま
でに開封確認のメールが届かない場合は、「18 事業担当」まで問い合わせること。

ア 提出先及びメールアドレス

「13 提出先及びメールアドレス」参照

イ メール件名

「プロポーザル質問（戸籍住民課窓口カウンター等の製作）」

(3) 回答方法

1回目に受け付けた質問については、可能な限り3月2日（月）までに区ホームページにお
いて回答する。

2回目に受け付けた質問及び1回目未回答となった質問については、プロポーザル参加希
望書を期日までに提出した全事業者へ3月13日（金）までに、同じ内容を電子メールにて回
答する。

(4) その他

ア 持参、口頭、ファクシミリなど上記「(2) 提出方法」以外の方法による質問は、受け付
けない。

イ 質問に対する回答は、本募集要項、基本仕様書等を補完するものとする。

11 応募方法

次の書類を作成し、提出書類受付期間中に提出すること。

なお、書類の提出をもって、本募集要項の記載事項の内容を理解し、承諾したものとみなす。

(1) 提出書類

No.	提出書類	様式
1	参加申込書	別記様式3
2	企画提案書	別記様式4
3	見積書	
4	辞退届（参加申込書提出後、辞退する場合のみ）	別記様式5

(2) 提出体裁等

別紙2「提出書類作成要領」のとおりとする。

(3) 提出方法

電子メールにより提出すること。なお、提出先等は以下のとおりとし、メール送信時に開封確認設定を行い、提出した翌日までに開封確認のメールが届かない場合は、「18 事業担当」までに問い合わせること。

ア 提出先及びメールアドレス

「13 提出先及びメールアドレス」参照

イ メール件名

「プロポーザル参加申込（戸籍住民課窓口カウンター等の製作）」

持参、郵送その他の方法により提出された書類は、無効とする。

(4) 提出期間

3月16日（月）から3月18日（水）16時まで

(5) 参加を辞退する場合

参加申込書を提出した後に辞退する場合は、速やかに、電話にて文京区区民部戸籍住民課管理係（03-5803-1175）まで連絡した上で、辞退届（別記様式5）を参加申込書の提出先まで電子メールにより4月6日（月）16時までに提出すること。

12 選定方法及び結果通知

選定は、プロポーザル方式により、戸籍住民課窓口カウンター等の製作事業者選定委員会によって次のとおり審査する。

(1) 書類審査

事業者から提出された企画提案書等を基に書類審査を行う。

(2) プレゼンテーション審査

提出した企画提案書に基づき1事業者当たり15分以内でプレゼンテーションを行い、その

後選定委員から 15 分程度の質疑を行う。

なお、プレゼンテーションは、本件の中心的役割を担う者が行うこと。

※ 機器について、区はプロジェクターとスクリーンのみを用意する。そのほか必要なパソコン等の機器については、事業者が用意するものとする。

※ プレゼンテーションで表示される画面に、事業者の名称その他事業者が特定される情報を表示しないこと。

※ 企画提案書以外の資料でのプレゼンテーション及び会場での追加資料の配付は、禁止する。

(3) 価格評価

事業者から提出された見積書の税抜総額を評価する。

(4) 契約候補事業者の選定

契約候補事業者は、書類審査、プレゼンテーション審査及び価格評価による総合評価点の最も高い事業者を契約交渉順位第 1 位、総合評価点の 2 番目に高い事業者を契約交渉順位第 2 位として選定する。

なお、書類審査及びプレゼンテーション審査の合計点数が区の定める基準を下回った事業者は、順位にかかわらず、契約候補事業者として選定しない。

(5) 選定結果の通知

選定結果は、全参加事業者に対し電子メールにより書面で通知する。

(6) 契約候補事業者等の公表

審査の透明性を図るために、選定結果について次の事項を区ホームページで公表する。

なお、審査結果に係る問合せには応じない。

ア 件名

イ 業務概要

ウ 契約交渉順位第 1 位の候補者名及び所在地

エ 契約交渉順位第 1 位の候補者が提案した見積金額

オ 選定結果（応募者名は、番号等に置き換える。）

カ その他必要があると区が認めた事項

13 提出先及びメールアドレス

(1) 提出先

文京区区民部戸籍住民課管理係

(2) メールアドレス

b-kosekikanri●city.bunkyo.lg.jp

●を「@」に変換すること。

質問の回答や選定結果の通知は、本メールアドレスから送信するため、必ず受信できるようにしておくこと。

14 情報公開の取扱い

文京区情報公開条例（平成 12 年 3 月文京区条例第 4 号。以下「条例」という。）に基づき、情

報公開請求があった場合は、条例第7条各号の非公開情報を除き、公開する。

なお、同条第3号に規定する情報（以下「法人情報」という。）は情報公開の対象外となるため、全申込者について提出された企画提案書等に係る法人情報の特定について協力を依頼することがある。また、公開の可否は、内容により申込者に確認のうえ区が判断する。

15 無効・失格

- (1) 企画提案書等の内容に虚偽の記載がある場合又は本募集要項に適合しない場合は、無効とする。
- (2) 参加資格要件を満たさなかった場合は、失格とする。
- (3) 提案限度額を超えた見積価格の提案があった場合は、無効とする。
- (4) 選定された事業者が、契約締結前に虚偽の提案や記述を行ったことが判明した場合等は、失格とする。
- (5) (1)及び(4)の場合は、指名停止要綱に基づき、指名停止を行うことがある。

16 契約

契約に当たっては、契約交渉順位第1位の事業者と提案内容に基づき仕様内容を協議の上決定する。契約交渉順位第1位の事業者との協議が不調となったと区が判断した場合は、契約交渉順位第2位の事業者を繰上げ、協議を行う。

協議の結果、決定した事業者と仮契約を締結し、本契約については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により令和8年6月文京区議会定例議会で議決された日に締結する。

17 その他

- (1) 参加申込書及び企画提案書等（以下「参加申込書等」という。）の作成及び提出に係る費用は、全て参加する事業者の負担とする。
- (2) 提出された参加申込書等は、返却しない。
- (3) 提出された参加申込書等は、本プロポーザルの選定以外に提出者に無断で使用しない。
- (4) 提出期限後における参加申込書等の差替え又は再提出は、原則として認めない。
- (5) 区が提供する資料は、プロポーザル参加に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。
また、この検討の範囲内であっても区の上承を得ることなく第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁止する。
- (6) 本要項に定めのない事項及び本要項に疑義が生じた場合は、協議により定める。

18 事業担当

文京区区民部戸籍住民課管理係 担当者 吉田

電話：03-5803-1175（直通）

e-mail：「13 提出先及びメールアドレス」に記載のとおり